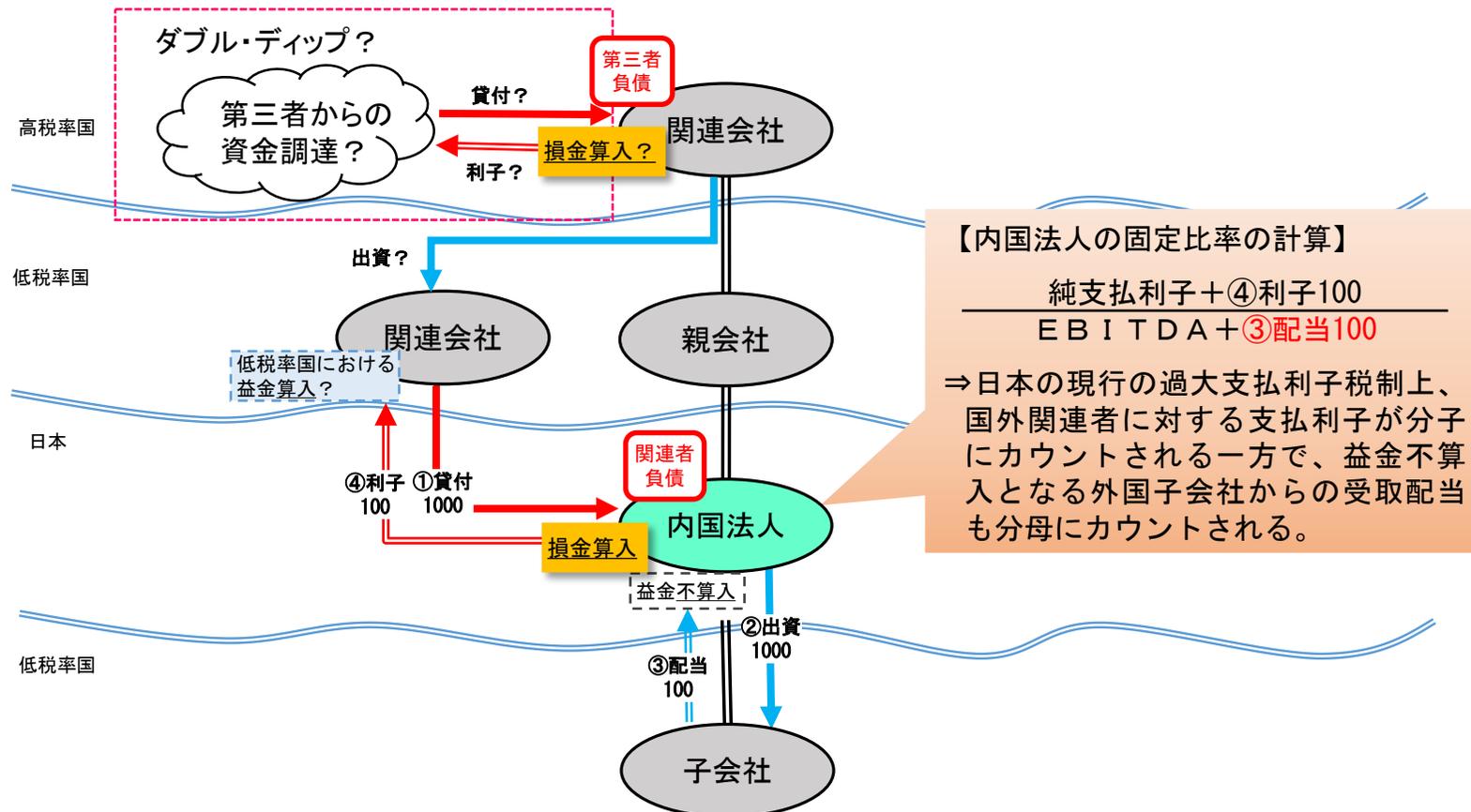


【参考】我が国における利子を用いたBEPS事例②（負債による資金調達と非課税所得）

※実際の事例を抽象化したもの

- BEPS行動4は、支払利子を用いたBEPSが生ずる場合として、関連者からの融資を用いて実際の第三者支払利子を超える利子の損金算入を生じさせること、負債による資金調達を行い非課税所得を生じさせることを指摘。
 - 日本における実際の事例としては、相対的に税率の高い日本法人を経由して、関連者からの借入と関連者への出資を組み合わせることで資金を動かすことにより、日本からの利益移転を行い、グループ全体の税負担の圧縮を図っていると考えられるケースが見受けられた。
- * また、高課税国の関連会社における第三者借入利子の損金算入や、出資先の外国子会社から国外関連者への貸付と組み合わせれば、グループ内で、同一の借入に係る支払利子を複数回損金算入することが可能(ダブル・ディップ)。



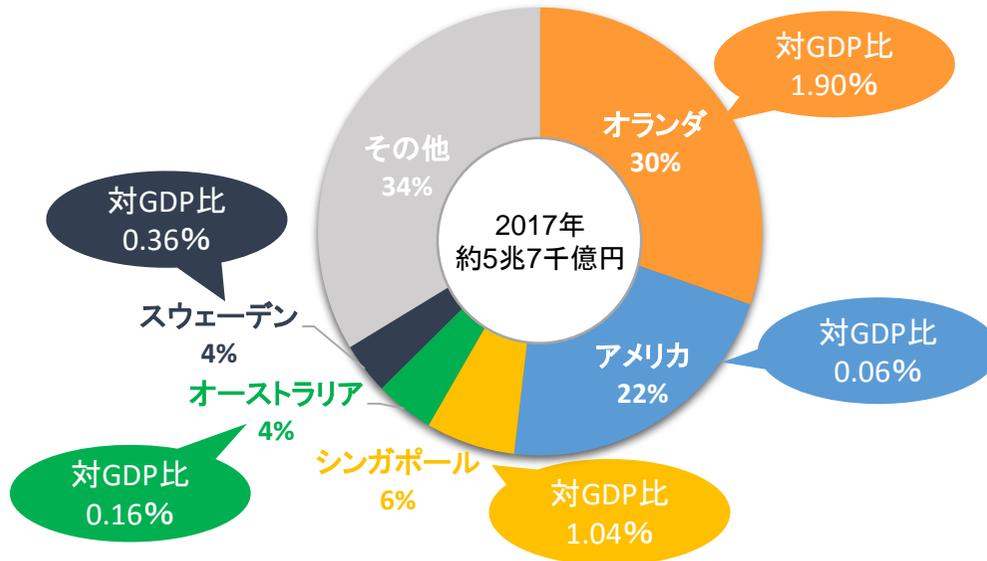
【参考】国際収支統計における「直接投資（負債）」及び「その他投資」の状況

- 日本に対する「直接投資（負債）」残高（親子会社間融資等）^{※1}及び、日本からの「その他投資」に係る所得支払額（非関連者間融資に係る利子の支払額等）^{※2}の国・地域別の割合を見た場合、上位に、経済規模との比較（対GDP比）でみて多額の残高・支払額となっている国・地域が見受けられる。
- 日本に対する「直接投資（負債）」残高及び「その他投資」残高^{※2}は、拡大傾向。

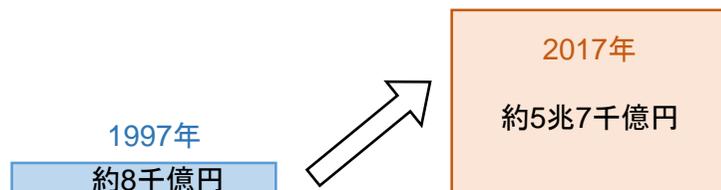
※1 「直接投資（負債）」残高には、金融会社間（銀行業、保険業、金融商品取引業等）を除く、直接投資関係にある当事者間の貸付・借入利子や債券利子に係る債務が計上されており、直接の出資関係にある者のほか、祖父・孫会社、兄弟会社等との取引が含まれている。

※2 日本に対する直接投資、証券投資以外の投資残高。そのうち、負債性のものが約9割を占める（2017年）。なお、国・地域別の分析に際しては、「その他投資」については、ストック（残高）に係る国・地域別の内訳が非公表であるため、これらの投資に係る所得支払額（フローベース）の内訳を用いている。

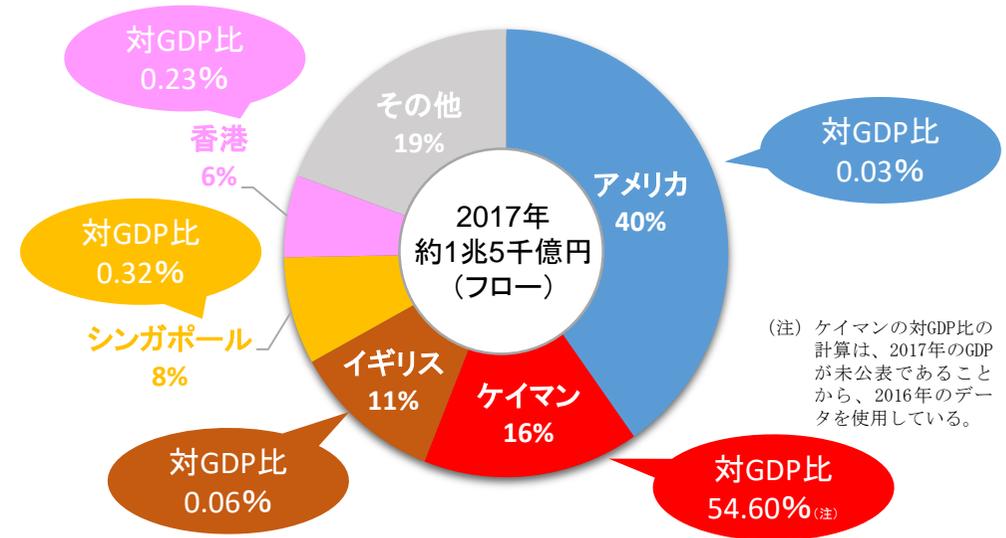
「直接投資（負債）」残高の国・地域別割合



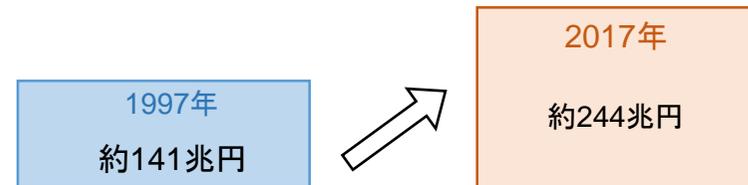
「直接投資（負債）」残高の推移



「その他投資」に係る所得支払額の国・地域別割合



「その他投資」残高の推移



2. 移転価格税制

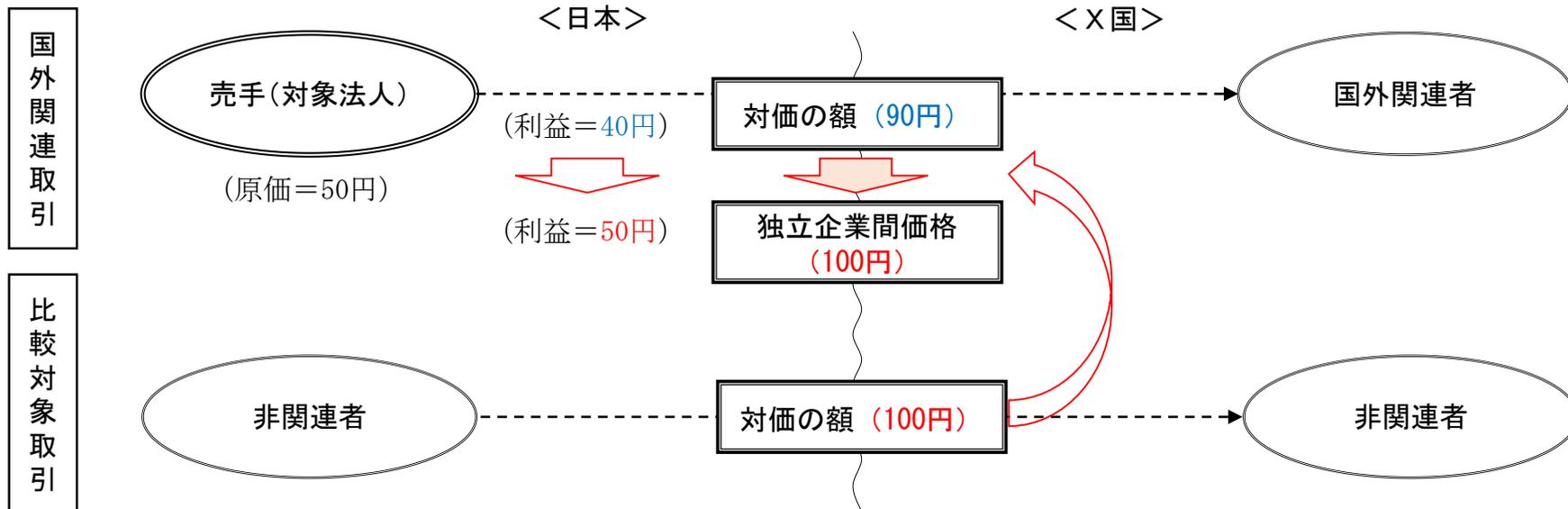
移転価格税制の概要

○ 移転価格税制は、法人と海外の関連企業（国外関連者）との取引価格（**移転価格**）が通常取引価格（**独立企業間価格**）と異なる場合には、その国外関連者との取引が独立企業間価格で行われたものとみなして所得計算し課税することにより、海外への所得移転を防止する制度（昭和61年に創設）。

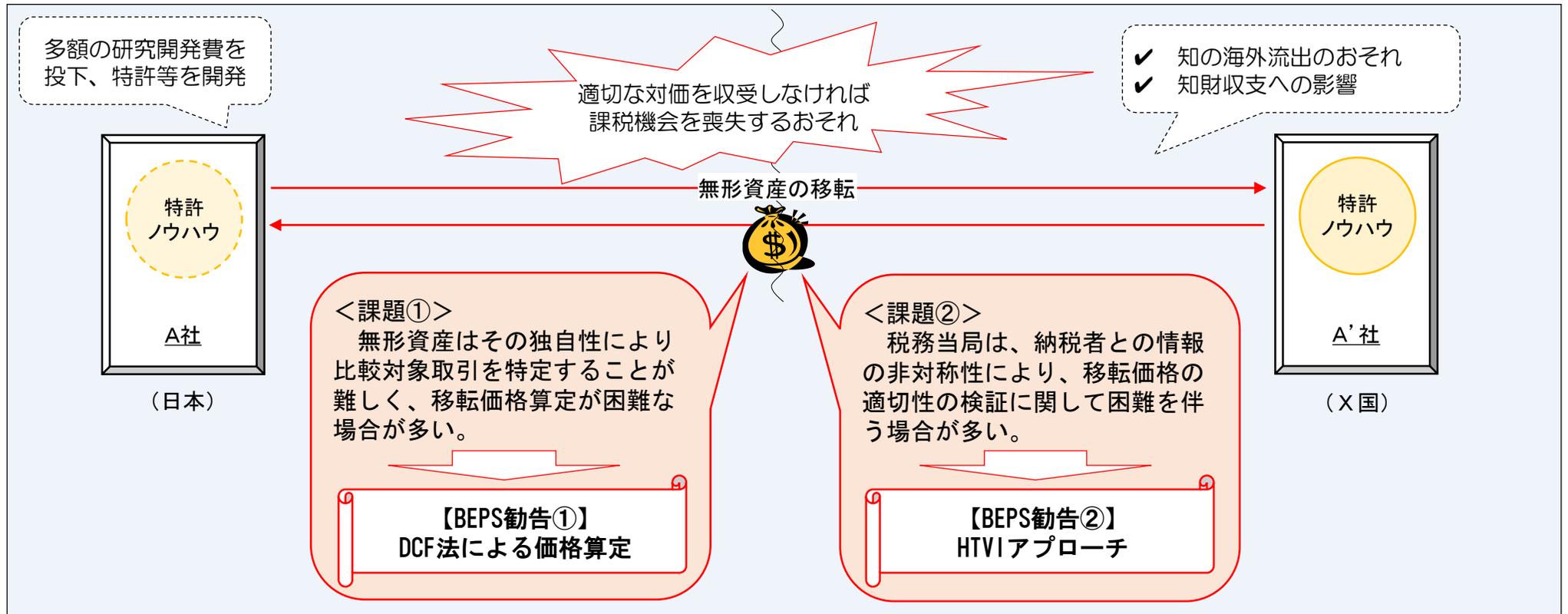
※ 日本における独立企業間価格の算定方法（移転価格算定方法）は、OECDの「移転価格ガイドライン」に沿った規定が整備されており、具体的には、①独立価格比準法、②再販売価格基準法、③原価基準法、④取引単位営業利益法、⑤利益分割法（及び各算定方法に準ずる方法・同等の方法）が整備されている。

※ 移転価格税制については、取引内容・取引条件の分析や国外関連者からの情報収集など、その税務調査に長期間を要することから、移転価格税制に係る更正等の期間制限は6年（通常：5年）とされている。

【移転価格算定方法（独立価格比準法の例）】



BEPS行動 8 の勧告のポイント



	課題	対応策
ポイント①	無形資産はその独自性により比較対象取引を特定することが難しく、適切な移転価格の算定が困難な場合が多い。	比較対象取引が特定できない場合、無形資産の使用から得られる予測キャッシュフロー等の割引現在価値を用いた評価テクニック（ディスカウント・キャッシュフロー法：DCF法）により移転価格を算定。
ポイント②	税務当局は、納税者との情報の非対称性により、移転価格の適切性の検証に関して困難を伴う場合が多い。	一定の評価困難な無形資産（Hard-To-Value Intangibles : HTVI）取引に関し、当初の価格算定に用いた予測と結果が大きく乖離した場合、税務当局は価格が適切に算定されていないと推定し、事後の結果を勘案して価格を再評価（HTVIアプローチ）。

(注 1) 上記のBEPS勧告の内容は移転価格税制に係る国際スタンダードであるOECDの移転価格ガイドライン (TPG) に反映済 (2017年 7月改訂)。

(注 2) TPGにおける無形資産の定義：有形資産や金融資産ではなく、商業活動で使用するに当たり所有又は支配することができ、比較可能な状況での非関連者間取引においては、その使用又は移転によって対価が生じるもの。なお、現行の移転価格法令上、無形資産の定義は置かれていない。

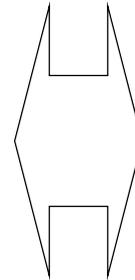
BEPS行動8：移転価格算定方法の整備（DCF法）

<BEPS最終報告書・移転価格ガイドライン>

- 移転価格ガイドラインでは、従来から、5つの基本的な移転価格算定方法によることが不適切又は困難な場合に、独立企業原則を充足する範囲において「その他の方法」を用いることを容認。
- 無形資産取引については、その独自性により、比較対象取引を見出すことが容易でないことから、BEPSプロジェクトでは、信頼し得る比較対象取引が把握できない場合、DCF法（注）が有用となり得るとして、DCF法に関する記載を拡充、移転価格ガイドラインに反映。

（注） ディスカウント・キャッシュフロー法。無形資産の使用から得られる予測キャッシュフロー等の割引現在価値を用いた評価テクニック。

※ 上記の見直しは、既存の各移転価格算定方法が最適法となる範囲を変更するものではない。

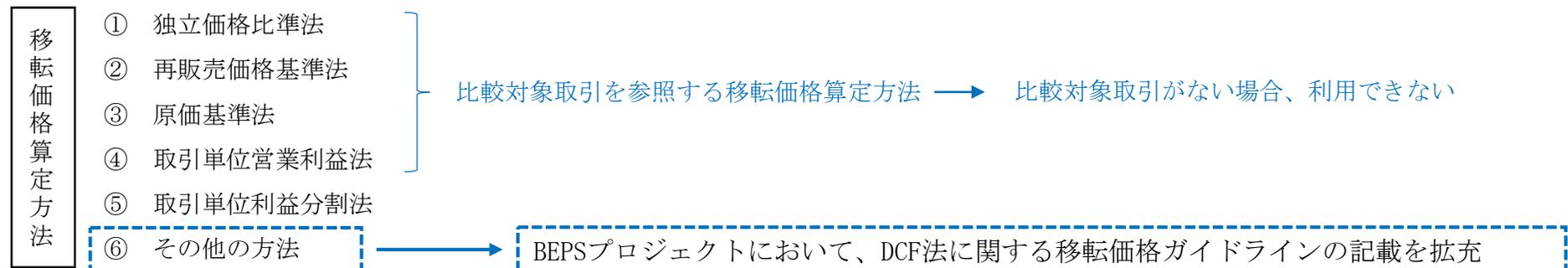


<日本の現行移転価格税制>

- 我が国の移転価格税制は、昭和61年の制度創設以降、OECDの移転価格ガイドラインに概ね則した制度整備を進めてきたところ。
- 他方、DCF法については、法令上の取扱いが明らかではなく、通達等の整備も行われていないことから、納税者・税務当局双方にとって、不確実性が高い状況。

※ 現時点においては、無形資産取引一般にDCF法が広く用いられている状況は認められないが、納税者がDCF法を用いて無形資産譲渡対価を算定している事案は一定数存在。

（参考）移転価格ガイドラインにおける各移転価格算定方法と比較対象取引の参照要否



BEPS行動8：評価困難な無形資産（Hard-To-Value Intangibles：HTVI）への対応

<BEPSプロジェクトにおけるHTVIへの問題意識及び対応策>

- 無形資産取引に係る価格設定の適切性の検証に関しては、納税者は広範な情報を有しているのに対し、税務当局は納税者が提供する情報に依存せざるを得ないという情報の非対称性が課題。
- そのため、一定の評価困難な無形資産（HTVI）取引については、価格算定に用いた予測と結果が大きく乖離した場合、当初の移転価格が適切に算定されていなかったと推定し、税務当局が事後の結果を勘案して当初の移転価格算定を評価することを認める「評価困難な無形資産アプローチ」（HTVIアプローチ）の導入を勧告。

<HTVIアプローチの適用対象等>

- HTVIアプローチの適用対象は、取引時点において①信頼できる比較対象取引が存在せず、②移転された無形資産から生じる将来キャッシュ・フロー等についての予測や評価の前提が非常に不確かな無形資産取引。
- 但し、当初の価格設定に用いた予測と事後の結果の乖離が取引時点で予見不可能な事象によるものであることを納税者が証明した場合など一定の適用免除要件を満たす場合には、HTVIアプローチは適用しない。

参考①：HTVIアプローチに係る補足ガイダンス（2018年6月公表）の指摘

- 税務当局は、更正期間制限等によりHTVIアプローチの適用に関し困難に直面する場合がある。本ガイダンスは、その対策の一案として、各国がHTVI取引の早期把握のための報告義務の導入や更正期間制限の延長等の措置を検討することを妨げない。

参考②：国際的な動向

- HTVIアプローチは2017年7月の改訂でOECDの移転価格ガイドラインに反映済。BEPSプロジェクト以前から類似の事後的調整制度を導入済の米・独に加え、現在、HTVIアプローチは英・蘭・豪・ニュージーランド等においても適用可能となっている。

【参考】評価困難な無形資産（HTVI）アプローチに係る移転価格ガイドライン等の関連規定（抄・仮訳）

<HTVIアプローチの適用要件>

- 評価困難な無形資産（HTVI）は、関連者間での取引時点における次の無形資産を対象とする。[パラ6.189]
 - ・ 信頼できる比較対象取引が存在しない、かつ、
 - ・ 取引開始時点において、移転された無形資産から生じる将来のキャッシュ・フロー若しくは収益についての予測、又は無形資産の評価で使用した前提が非常に不確かで、移転時点で当該無形資産の最終的な成功の水準に係る予測が難しいもの。

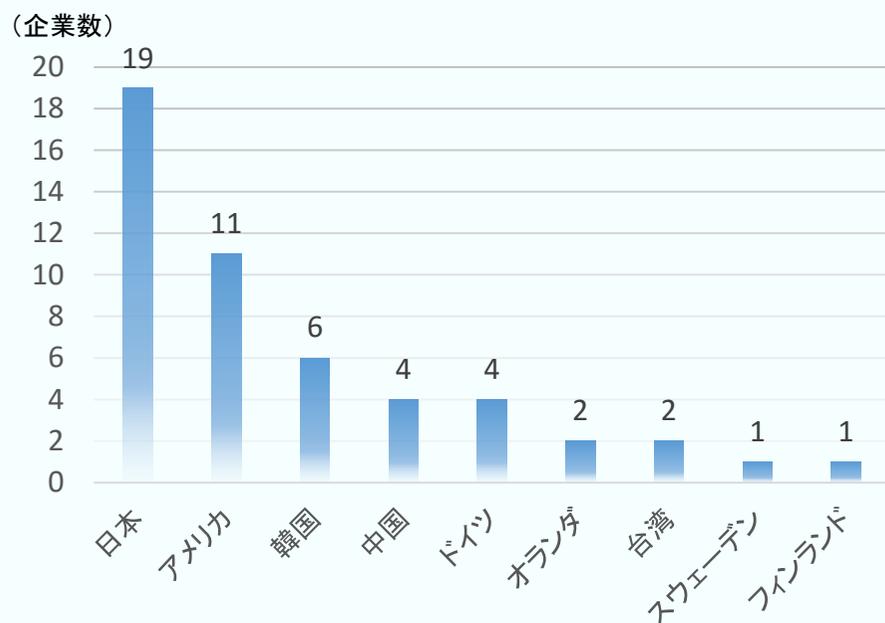
<HTVIアプローチの適用免除要件>

- 上記に当てはまるHTVIの譲渡又は使用に関する取引について、以下の適用免除規定のうち一つでも当てはまる場合には、この措置は適用されない。[パラ6.193]
 - (1) 納税者が次の証拠を提出する場合
 - ① 価格設定のためにどのようにリスクを計算したか（例えば可能性のウェイト付）、合理的に予見可能な事象又は他のリスク及びその発生の可能性に関する検討の適切性を含む、価格設定取決めを決定するために、移転時点で使用された事前の予測の詳細、及び
 - ② 財務上の予測と実際の結果の大きな乖離が、(a) 価格設定後に生じた予見不可能な進展又は事象であって、取引時点では関連者が予想することはできなかったもの、又は、(b) 予見可能な結果の発生可能性が実現し、その可能性が取引時点で著しく過大評価でも過少評価でもなかったことによるものであるという信頼性のある証拠
 - (2) 当該HTVIの移転に係る関連者間取引が、二国間又は多国間のAPAによってカバーされている場合
 - (3) 取引時点における財務上の予測と実際の結果の大きな乖離が、当該HTVIの対価を、取引時点で設定した対価の20%を超えて減少又は増加させる効果を持たない場合
 - (4) 取引時点における財務上の予測と実際の結果の大きな乖離が、予測の20%を超えず、当該HTVIに係る第三者からの収入が初めて生み出された年から5年の商業期間が経過した場合

<HTVIアプローチに係る補足ガイダンスの指摘>

- HTVIアプローチの性質上、必然的に、タイミングの問題についてある程度考慮する必要がある。…この問題は…長期のインキュベーション期間（すなわち、移転後の期間、及び無形資産が商業的に利用可能となり、収益が発生し得る前の期間）を有する無形資産に関する取引において、HTVIアプローチに基づく調整が適切である場合に一層深刻となる（パラグラフ6.190参照）。[補足ガイダンスパラ11]
- …一部の国では、HTVIアプローチを適用する際、例えば、短い監査サイクル又は短い出訴期限のために、困難に直面する場合がある。本ガイダンスは、そうした困難の克服を目的とした法律の採用を各国に要求はしていないが、各国が手続き又は法律に対する特定の変更（HTVIの定義に当てはまる無形資産の移転若しくはライセンスを迅速に知らせるための要件の導入、又は通常の出訴期限法の修正等）を検討することを妨げるものではない。[補足ガイダンスパラ15]

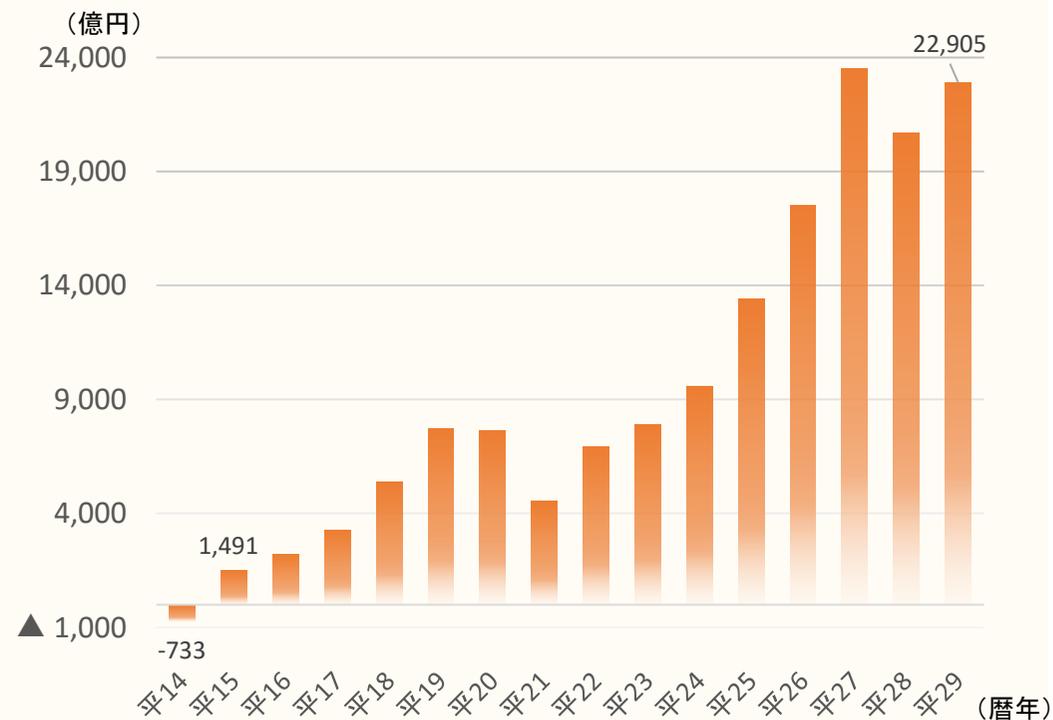
世界の特許保有件数上位50社の国別の状況



(出典) 欧州委員会・OECD「World Corporate Top R&D Investors: Industrial Property strategies in the Digital Economy」(2017)

(注) 2014年のR&D投資額上位2,000社を対象に、2012年～2014年に5主要国・地域(日米欧中韓)において出願され保有されている特許件数のシェア上位50社をランキングしたものである。子会社分は親会社を含めて集計されている。

日本の知的財産権等使用料収支の推移



(出典) 財務省「国際収支統計」